

令和4年度第1回柏市公設総合地方卸売市場運営審議会

日時 令和4年8月25日（木）

午前10時30分から

場所 柏市公設市場 管理事務所2階 会議室

<次第>

- 1 開会（司会）
- 2 委嘱状の交付（あらかじめ委員の指定席に配布）
- 3 副市長挨拶
- 4 委員紹介（自己紹介）
- 5 会長等の選出
 - (1) 会長の選出
～会長あいさつ～
 - (2) 副会長の選出
～副会長あいさつ～
- 6 諮問について
- 7 議事
 - (1) 柏市公設市場の現状について
 - (2) 柏市公設総合地方卸売市場業務条例の改正について
- 8 閉会

柏市公設市場の現状について

【業況等について】

- 市場を経由しない流通の影響で、ピーク時500億円を超える取扱高があったが、近年は250億円を下回っています。
- ここ2年は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、卸・仲卸、関連事業者は大変厳しい経営状況に置かれています。一部には景気持ち直しの動きも見えますが、場内事業者は経営努力と経費節減などの取り組みを進めています。（撤退、倒産等の報告はない。）
- 賑わいを生むイベントなどは中止が相次ぎ、視察、講習会、意見交換の場すら設けることに制限がありましたが、社会経済活動の正常化に向けた動きが進んでいます。

【整備計画の進捗】

- 青果棟耐震、花き棟、立体駐車場工事は完成したが、令和3年度から着手予定だった水産棟の建替え工事は新型コロナウイルスの影響や今後の経営の見通しの不透明さなどから事業をストップしており、計画の見直しも必要となっています。
- 令和2年度に策定した経営戦略の収支計画では、整備計画通りに事業を進めると令和7年度には収支が赤字となり、持続可能な経営が困難となるなど、整備計画の見直しなども必要となっています。

【今年度のプロジェクト事業について】

- 公設市場の活性化と地域の振興を目的に公設市場に併設した道の駅の可能性調査を実施します。第一に公設市場の活性化を目指し、その方策として道の駅などの地域振興施設の実現可能性を検証し、今後の目指すべき公設市場のあり方や整備計画を含めて検討を進めてます。

柏市公設総合地方卸売市場業務条例の改正について

令和 4 年度第 1 回
柏市公設総合地方卸売市場運営審議会

柏市 経済産業部 公設市場

1 柏市公設総合地方卸売市場運営審議会への諮問

【根拠】

柏市公設総合地方卸売市場運営審議会条例第2条において、審議会は、市長からの諮問により、公設市場の運営に関する事項、柏市公設総合地方卸売市場業務条例（以下「業務条例」という。）に規定する事項の変更に関する事項を調査審議することとされている。

【諮問内容】

柏市公設総合地方卸売市場業務条例の一部改正について（諮問）

- ①業務条例に規定されている事項のうち、業者専用駐車場の使用料の区分（普通車、中型車、大型車）を新設し、使用料を改定する。
- ②使用料の種別に時間貸し駐車場を新設する。

2 運営審議会の概要等

【概要】

- ・ 審議会は、学識経験者、市場関係事業者、生産者、消費者から構成され、市長からの諮問により、公設市場の運営に関する事項、業務条例に規定する事項の変更に関する事項を調査審議する。
- ・ 過去には、整備の在り方の答申として新たな場所に移転し整備することが有効の答申を頂いたほか、経営展望、卸売市場法の改正に係る市条例の改正などについて諮問を行い、答申を得ている。

【諮問理由】

- ・ 場内駐車料金については、使用区分が現状に合致していないこと。また、料金を支払わずに無断で駐車する不正駐車が横行しており、市場関係者からもその適正利用、ゲートの導入等、料金徴収を含めた適正管理が強く求められている。
- ・ また、同時に現在の駐車料金は近隣相場から著しく乖離した減免が行われており、管理強化と合わせて駐車料金の適正化を図る必要がある。

3 現状・課題, 目的

【現状・課題】

- ・不正駐車が多く，利用者に不公平感がある
- ・今までは車両の区分はなく，乗用車も大型トラックも同一料金となっている
- ・業者専用駐車場の使用料については，近隣の相場に比べ賃料が安く，受益者負担の原則から外れている
- ・公設市場の収支計画の面から歳入増加，歳出抑制が求められている



【業務条例改正の目的】

- ・新たな車両区分を設け，**不正利用を防止**し，占有する面積を考慮した料金体系として**公平な負担**を求める
- ・市場内の**適切な管理**運営を行うとともに，**持続可能な収支計画**を目指す

4 改定内容①

業者専用駐車場の区分の新設

警察庁が所管する道路交通法及び自動車を運転することができる種類で区分

| 区分 | 車両総重量 | 最大積載量 | 乗車定員 |
|-----|------------------|-----------------|----------------|
| 普通車 | 3.5 t 未満 | 2 t 未満 | 11 人 未満 |
| 中型車 | 3.5 t 以上 11 t 未満 | 2 t 以上 6.5 t 未満 | 11 人以上 30 人 未満 |
| 大型車 | 11 t 以上 | 6.5 t 以上 | 30 人以上 |

4 改定内容②

業者専用駐車場の料金の改定

- ・現状は全て、1カ月 5,500円



- ・普通車は、1カ月 5,500円
- ・中型車は、1カ月 8,250円
- ・大型車は、1カ月 11,000円
(普通車5,000円, 中型車7,500円, 大型車10,000円に消費税)

- ・施設使用料は条例の範囲内で規則で定めるものとなっている。
規則で5,500円を2,750円としている。(近隣の相場, 受益者負担の原則から外れる)

4 改定内容③

業者専用駐車場の料金（使用料の急激な負担増を緩和するため規則に基づく段階的な運用）

| 区分 | 普通車 | 中型車 | 大型車 |
|----------------|-------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------|
| 年度 | | | |
| 現状 ～令和4年度 | 2,750円 (税抜き2,500円) | 2,750円 (税抜き2,500円) | 2,750円 (税抜き2,500円) |
| 1年目 令和5年4月～ | 3,850円 (税抜き3,500円) 前年比+1,100円 | 4,950円 (税抜き4,500円) 前年比+2,200円 | 6,050円 (税抜き5,500円) 前年比+3,300円 |
| 2年目 令和6年4月～ | 4,950円 (税抜き4,500円) 前年比+1,100円 | 6,600円 (税抜き6,000円) 前年比+1,650円 | 8,800円 (税抜き8,000円) 前年比+2,750円 |
| 3年目 令和7年4月～ | 5,500円 (税抜き5,000円) 前年比+550円 | 8,250円 (税抜き7,500円) 前年比+1,650円 | 11,000円 (税抜き10,000円) 前年比+2,200円 |

4 改定内容④

時間貸し駐車場種別の新設

- ・ 場内事業者向けの月額駐車場の種別しかなく，近隣住民，柏の葉キャンパス駅利用者などの不正利用も多く，お客様駐車場を圧迫し市場業務に支障をきたしている
- ・ 許可証などを発行しているが，出入庫管理は人的管理のため限界がある



新たに時間貸し駐車場の種別区分を設け，入退場門をゲート化することにより，時間単位で料金を徴収し，不正利用を防止し，歳入増収を図る

※ ただし，場内業者の利用実態等を踏まえ，規則により2時間は無料とし，30分あたり100円程度の使用料とする。

5 条例改正の効果，施行期日

(審議会の答申が得られ，市の目指す方針が認められた場合)

【効果】

- ・ 駐車場の適正管理と適正利用
- ・ 駐車場利用者の負担の公平化
- ・ 公設市場の持続可能な適正経営

【施行期日】

令和5年4月1日